

「滋賀県人権施策推進計画」

～すべての人が輝く滋賀をめざして～

概要版

第1章 計画の改定にあたって

滋賀県では、「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」に基づき、人権施策の総合的な推進を図るために「滋賀県人権施策基本方針」を策定するとともに、この方針を具体化した「滋賀県人権施策推進計画」に基づき、人権施策の計画的な推進を図っています。

このたび、計画の期限を迎えるにあたり、これまでの成果を踏まえるとともに、社会情勢の変化や法令等の整備に対応するため、従来の計画の見直しを行いました。計画期間は、平成28(2016)年度から平成37(2025)年度まで(10年間)です。

第2章 計画の基本的な考え方

すべての人の人権が尊重される豊かな滋賀を実現するため、次のような社会をめざし、施策の推進を図ります。

命を大切にし、安心して暮らせる社会

命を大切にし、私たち自身の心身や生活が脅かされることなく安心して暮らせる社会の実現とともに、豊かな自然と人権が尊重される社会を将来の世代に引き継ぐことをめざします。

一人ひとりが輝く社会

一人ひとりが様々な個性を持ったかけがえない存在として尊重され、誰もが生きがいを持って暮らせる社会の実現とともに、一人ひとりの持つあらゆる可能性や能力が発揮され、みんなが輝く社会の実現をめざします。

多様性を認め合う共生社会

すべての人がお互いに尊重し、理解し、助け合うことにより、世代や文化など様々な違いを超え、一人ひとりの多様性が認められ、対等な関係の中で共に生きていける社会の実現をめざします。

ともに支え合う協働社会

県民や各種団体、企業、行政などの多様な主体が、連携を図り、それぞれの役割や特長をいかしながら、人権が尊重される豊かな滋賀をめざし、いきいきと活動する協働社会の実現をめざします。

平成28年3月

滋賀県